

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成25年7月11日

評価者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市堤根余熱利用市民施設
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・温水プール、老人休養施設の施設運営 ・水泳教室等の開催 ・健康づくりについての講演会等の開催
指定管理者	名称：株式会社明治スポーツプラザ 代表者：石原 良太郎 住所：川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館5階 電話：044-548-9334
所管課	環境局生活環境部減量推進課（内線：31431）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	施設運営、利用者の安全監視・指導、教室等の開催、物品等の販売等の市民サービスの提供に関する業務について、仕様に基づいて適正に業務が行われた。また、利用者サービス向上のため、利用者からの要望等に基づき水泳教室の拡充等も適宜実施されており、十分な量及び質のサービスを提供できたと言える。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するという事業目的を達成するため、プール等の施設運営、高齢者向けのかんたん体操等の事業が行われた。収支計画についてもコストの縮減を図り、毎年度黒字収支を達成していること等から、当初の事業目的を達成することができたと言える。（別紙資料参照）
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	温水プール、老人休養施設等での安全監視業務を適切に行った。特に温水プールの監視業務については繁忙期に人員を増やす等運営体制も適切であった。また、長期休館時にMFA（救急救命訓練）に関する研修会を実施しているほか、全職員に入社時のCPR（心肺蘇生法）訓練を義務付けることでスキルアップを図るなど、安全・安心の面で適正な運営がなされていたと言える。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	どのように多様化する市民ニーズを運営に反映し、更なるサービス向上を図っていくか、新規利用者の獲得などの事業の更なる充実を図っていくかが課題となっている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	所管課と指定管理者で毎月実施しているミーティングや施設での現地確認、年度評価結果を受けた改善指導により、業務の履行確認や運営上の課題解決に向けた協議を行うなど、適宜適切なマネジメントを実施した。
2	制度活用による効果はあったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入前（平成17年度経費） 49,712,878円 ・指定管理者制度導入後 第1期（平成18～20年度平均経費）47,555,000円 第2期（平成21～25年度平均経費）47,886,800円

		<p>導入前後で比較すると、第1期との比較では 2,157,878 円、第2期との比較では 1,826,077 円の削減となっており、経費削減効果があがっている。</p> <p>・利用者サービス向上のため、利用者からの要望等に基づき水泳教室の拡充等も適宜実施されるなど、制度活用により十分な量及び質のサービスが提供されるなどの効果があった。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	民間活用推進委員会での意見を踏まえ、今後とも、事業に係る収支について、よりの確な報告をするよう指定管理者に指導し、所管課としても確認をしていく必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	本施設は市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効活用し、地域及び市民への還元を図っている施設である。本施設では、水泳教室や健康づくりに関する事業や地域コミュニティ育成の場としての活用など、多様な取組が可能である。多様化する市民ニーズを捉えながら、事業を改善していくためには、事業運営手法やコストの縮減について一定のノウハウを有する民間の活力を利用していくことが利用者サービス及び本市の行財政事務の観点から最も合理的と考えられることから、引き続き指定管理者制度を活用することが最も望ましいと考えられる。

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度の導入により、民間事業者のノウハウを生かしたサービス向上の取組及び市の財政負担の軽減を図ることができた。また、安全・安心の面においても適正な運営がなされていた。今後も引き続き利用者ニーズを運営に反映し、更なるサービス向上を図り、かつ市の財政負担の軽減を図っていくためには、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。

第2期の指定管理者公募においては堤根余熱利用市民施設の大規模改修等を踏まえて、王禅寺余熱利用市民施設と堤根余熱利用市民施設を一括して公募することにより管理業務における人件費等の削減等、新たな指定管理者が安定した施設管理を継続できるよう運用条件等の改善を図り、また、市のモニタリング等の事務執行の面でも効率化を行うことができた。第3期においては王禅寺余熱利用市民施設において大規模改修を予定していることから、引き続き両施設を一括して公募を行うことが望ましいと考えられる。